

方 募 入 決 定 の	發 行 方 法	發 行 等 方 法	用 振 替 法 の 適 性	の 法 律 項 及 び 根 拠	名 称 及 び 記 述	一 二 三 四 五
価格国定特典競争入札による発行	札価振替の適用を競争入札に付けるものとする。その規定	札価振替法	札価振替法	利付国庫債券（二十年）（第百四十九号）	○財務省告示第七十九号	省令第三十号（昭和五十七年大蔵省令第十一項の規定に基づき、利付国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第二十六年二月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）

六

口

イ

口

イ

發

行 争 非 者 特 国
入 價 ・ 別 債
札 格 第 参 市
發 競 I 加 場

入 價 行 争 非 者 特 国 入 價
札 格 行 入 價 ・ 别 債 札 格
發 競 札 格 第 参 市 發 競
行 争 額 發 競 I 加 場 行 争

十国条特万額た条四面行法六付一會十つ定う額
四債の別円で利第百金し第千国項計八いにち面
億に規会 四付一三額た四六債のに億て基、金
円つ定計 百国項十で利十十に規関九はづ財額
いにに 八債の五二付七八つ定す千、き政で
て基関 十に規万千国条億いにる三額発法一
、づす 九つ定円九債の千て基法百面行第兆
額きる 億いに、百に規九はづ律三金し四九
面発法 四て基同七つ定百、き第十額た条百
金行律 千はづ法十いに五額発四万で利第六
額し第 三、き第一て基万面行十円千付一十
でた四 百額発六億はづ円金し六、四国項八
千利十 三面行十四、き、額た条特百債の億
二付七 十金し二千額発同で利第別三に規円

込募各当も各
み限國ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場 その
額範特 のう
を囲別 応ち
割内参 募応
りに加 額募
当お者 を価
ていご 順格
るてと 次の
。各の 割高
申応 りい

十 十
三 二

十
一
發

九 八

七
イ
払

の経利行争非者特国入価発
払過 入価・別債札格行行
込利 札格第参市発競価
み子率 発競I加場行争格日

(一) 年一六パーセント 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十日以内に払い込むものとする。

額の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。平成二十六年二月二十一日
額面金額百円につき百二円以上
のそれぞれの応募価格
額面金額百円につき百二円十
銭

額面金額の総額 × $\frac{1.6}{100} \times \frac{63}{365}$

十九
八七六

入 払 元 償 償
札 場 利 還 還
参 所 金 金 期
加 支 額 限 子 以

財務大臣から通知を受けた者
本面成利てを年銀金四子、支六行額十をそ払月百五支の期二円年払日と十に十う以し日つ二。前、及き月六各び百二月支十円十間払二日
規 下 は 期 た 期 平定、が金と成額け住よるがをじ額よに座も係す次そ銀額しニ二所又算合居行金百算い記と所の國た、又おた二た、は振が税法金前はいだ十金前記替源率人額記外てし・額記録口泉をがに(一)国取、三か(一)さ座徵乗適當の法得当一らのれ簿収じ用該算人す該五當算る中さ利たを非式でる國を該式ものれ子金受居にあ者債乗金にの口るに

十五
四

初
期
利
子

規下は期た期平
 $\frac{\text{額面金額} \times 1.6}{100 \times 2}$
定、が金と成額け住よるがをじ額よに座も係す次そ銀額しニ二所又算合居行金百算い記と所の國た、又おた二た、は振が税法金前はいだ十金前記替源率人額記外てし・額記録口泉をがに(一)国取、三か(一)さ座徵乗適當の法得当一らのれ簿収じ用該算人す該五當算る中さ利たを非式でる國を該式ものれ子金受居にあ者債乗金にの口るに

(二)

発行時において、そ

二十

払 者
込
期
日

平成二十六年二月二十一日